

発券機は平成27年9月末日撤去します

平成27年7月からは、運輸支局窓口への『自動車税納税証明書』の提示を省略できます。

※ ただし、以下の車両についてはこれまでどおり『自動車税納税証明書』の提示が必要です。(従来、発券機で出せなかった車両と同じです)

- ①自動車税減免・免除等の車両
- ②納付情報が、納税確認のためのシステムに未反映の車両
- ③その他特殊事情のある車両

継続検査提出前の事前確認(いわゆる完納確認)や、上記①～③車両の『証明書』に関することについては、これまでどおり自動車税課までお問い合わせください。

TEL 問い合わせ先：鹿児島県自動車税課：099-261-5611